介護従事者の処遇改善施策の拡充に関する意見書

少子高齢社会が進展し、介護サービスの需要が増加することにより、今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度までに、介護を支える人材が新たに100万人程度必要となることが見込まれており、我が国の将来を支える基盤的産業として、介護サービスは、その提供の面からはもとより、雇用・地域経済の面からも果たす役割は極めて大きく、今後、ますますの進展が望まれるところである。

このような中、介護に従事する職員の給与水準は全産業労働者平均の約3分の2 にとどまっているほか、介護職員処遇改善加算は、平成27年3月までの期限となっ ており、介護従事者の処遇改善による人材確保・定着の促進が喫緊の課題となって いる。

一方、政府は、社会保障と税の一体改革において、効率化と重点化が急がれると して、今般、市場経済に照らした適正化を図るため、介護報酬(介護給付)の見直 しを提案している。

介護報酬の引下げが行われることになれば、地域包括ケア体制の担い手としての 介護従事者の処遇改善を停滞させることとなり、生活不安からくる離職の加速、ひ いては地域経済の減退を引き起こし、高齢者の暮らしに多大な不安をもたらしかね ない。

よって、国においては、これからの地域社会を守り、将来にわたり不安を感じることなく、安心して暮らしていくことができる地域包括ケア体制の構築に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 平成27年度介護報酬改定において、報酬の引下げを行わないこと。
- 2 介護人材の確保・定着を図るため、平成27年4月以降も、現行の「介護職員処 遇改善加算」を発展的に継続・拡充する財源を確保し、介護従事者の処遇改善施 策の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 19 日

衆議 院議長 参議院議長山崎 正 昭 殿 晋 三 殿 内閣総理大臣 安 倍 麻 生 太郎殿 財務 大 臣 恭 久 殿 崹 厚生労働大臣 塩

山形県議会議長 鈴 木 正 法